

令和7年 10 月 30 日
＜問 い 合 わ せ 先＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年9月13日(土)から令和7年10月14日(火)までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※41 の個人・団体から合計 61 件のご意見等をいただきました。

※お寄せいただきましたご意見は内容を適宜要約しています。

※以下単に「令」とあるのは、「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」をいいます。

No	意見要約(公表用)	回答
I. 防火区画等の内装制限の見直し		
(1)仕上りを準不燃材料でし、かつ、下地を準不燃材料で造ることに準ずる措置の基準について(令第112条第8項及び第14項第1号に基づく告示(新設)関係)		
1	第9号に関して、石膏プラスターなどで下塗りをしてから、しっくい15mm程度で仕上げるのもよいか。	第9号では、仕上りを厚さが 27mm 以上のしっくいであることを求めており、厚さが 15mm 程度のしっくいである場合には基準に適合しません。 なお、仕上りを厚さが 27mm 以上のしっくいである場合には、その下地の上に下塗りとして石膏プラスターを施工することは差し支えありません。
2	第 10 号に関して、柱やはりへのチリジャクリなどの規定はないと考えてよいか。	本告示においては規定しておりません。
3	本告示に基づく大臣認定を設ける予定はあるか。	本告示に基づく大臣認定を新設することは今後の検討課題と考えています。
4	例示された仕様の上にさらに表面材(壁紙、塗料等)によって仕上りを施工してもよいか。	例示した仕様の上に準不燃材料を施工する場合は差し支えありません。
5	第3号において、下地を繊維強化セメント板で造ることは認められないか。	令の「仕上りを準不燃材料でし、かつ、下地を準不燃材料で造る」措置は準不燃材料の代わりに不燃材料とした場合も適合することとなります。なお、繊維強化セメント板は不燃材料です。
6	第3号に規定する下地の窯業系サイディングにつ	貴見のとおりです。

	いて、厚さが同号の基準に適合する場合には準不燃材料の認定を受けたサイディングを用いてもよいということか。	
7	第 11 号について、強化せっこうボードを2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を 21mm 以上とすることは差し支えないか。	貴見のとおりです。
8	第 12 号について、強化せっこうボード(ボード用原紙の厚さが 0.6mm 以下のものに限る。)を用いても差し支えないか。	貴見のとおりです。
9	第3号及び第9号にある「その下地を」の「下地」は、何を指しているのか。	本告示での「下地」は令第 112 条第 8 項等にある「下地」と同じものを指しています。
(2)仕上を不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造ることに準ずる措置の基準について(令第 112 条第9項等に基づく告示(新設)関係)		
10	出入口の扉や、回り縁、窓台等是不燃材料とする必要はないという認識でよいのか。	貴見のとおりです。
11	無窓居室の居室等の主要構造部に関する規定にも、本告示を使うことができるのか。	本告示は主要構造部に係るものではありません。
(3)排煙設備の設置を要しない建築物の内装制限に係る基準について(平成 12 年建設省告示第 1436 号の改正)		
Ⅱ. 小屋裏隔壁規定の合理化		
(1)避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路について(令第 114 条第3項第3号に基づく告示(新設)関係)		
12	直上に小屋組が木造の小屋裏(天井のない場合においては、木造の小屋組)を有しない室及び通路とは、具体的にはどういった部分を指すのか。 また、全ての室・通路について上記に該当する建築物は、そもそも令の規定の適用の対象外という	総 2 階建ての建築物の1階部分のように、その直上に小屋組が木造の小屋裏(天井のない場合)にあっては、木造の小屋組)を有しない室及び通路を指します。 後段に関しては、貴見のとおりです。

	解釈でよいか。	
13	本告示において、小屋裏と小屋組とは何か。	本告示での「小屋裏」及び「小屋組」は令第114条第3項にある「小屋裏」及び「小屋組」と同じものを指しています。
(2)避難上及び防火上支障がないものとして定める基準について(令第114条第3項第3号に基づく告示(新設)関係)		
14	令第114条第3項第3号では各室及び各通路のうち基準への適合を求めない部分について、その部分を定める告示に委任しているにも関わらず、各室及び各通路の基準を定める本告示第1第1項では「いずれの室又は通路について」となっており、あたかもすべての室及び通路への基準適合を求めているように見えるので案文を修正してほしい。	所要の規定を修正しています。
15	小規模な室又は通路であってもそれらの相互間全てについて準耐火構造の隔壁を設けなければならないということか。	室又は通路の大小に係わらず、準耐火構造の隔壁を設けなければならないとしています。 ただし、第1第4項及び第2において、隣接する室又は通路の部分が第1第1項に掲げるいずれか一つの基準に適合する場合(第1第3号の基準に適合する場合を除く。)には、室又は通路の間に準耐火構造の隔壁を設けることを要しないとしています。
16	第1第1項第2号の内装制限の取扱いについて、柱は壁と異なる扱いとなるのか。	第1第1項第2号の規定においては、壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。)を内装制限の対象としており、柱や梁等の室内に面する部分は対象とはなりません。 なお、今般の政令改正に伴い改正する平成12年建設省告示第1439号第2第2号においても、同様の取扱いとなります。
17	第1第1項第2号の措置について、特定準不燃材	貴見のとおりです。

	料の表面に不燃材料等を追加で張ることはできないということか。	
18	第1第1項第2号イ「S」の計算式中の「Ha,room」について、同一の室又は通路内で天井の高さに異なる部分がある場合には、どの位置で算出すればよい。	室又は通路の最低天井高で算出してください。
19	第1第1項第3号に規定のある「特定避難室」は居室のみが該当すると考えてよい。	居室以外の室であっても、本告示に規定する定義に合致する場合には特定避難室となります。
Ⅲ. 無窓居室に該当する居室の基準の合理化		
(1)無窓居室に該当する居室の基準となる開口部の部分の合理化について(令第116条の2第1項第2号及び第128条の3の2第1項第1号に基づく告示(新設)関係)		
20	床面から天井までの垂直距離が 2.6mを超えるときに、第1号の天井から80cm以内の距離にある部分を適用することは可能か。	お尋ねの場合は、第2号の規定が適用され、床面からの高さが 1.8m 以上の部分となります。 なお、この場合においても、床面からの高さが 1.8m 以上の部分であれば、開放できる部分の位置は問いません。
21	居室に勾配天井部や床段差部等があり、部分ごとに天井高が異なる場合は、ここでいう「床面」及び「天井」はどのように解釈すればよい。	「床面」については、当該居室における床面の最も高い部分が床面の基準となります。 「天井」については、各部分での天井となります。
(2)火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法について(令第116条の2第1項第2号及び第128条の3の2第1項第1号に基づく告示(新設)関係)		
22	外気に直接接しない第三種機械換気設備等の給気口は、本告示に規定する給気口に該当するか。	ご指摘の給気口が自然換気を行うものである場合は、該当します。 ただし、設置位置によっては本告示に規定する算出方法を用いる場合に、給気口の有効開口面積が 0 m ² となる場合がありますので、ご注意ください。
23	給気口の常時開放部分にレジスター等の随時閉	貴見のとおりです。

	鎖する機能が設けられているものは認められないという認識でよいのか。	
24	床面から天井までの垂直距離が 2.6m 以下の場合であって、窓の下枠が天井から下方 80cm 以上の距離にある部分にあり、かつ、上枠が天井から下方 80cm 以内の距離にある部分にある場合には、天井から下方 80cm 以上の距離にある部分を給気口、天井から下方 80cm 以内の距離にある部分を開放できる部分とすることができるという解釈でよいのか。	貴見のとおりです。 なお、パブリックコメントの概要においては、床面から天井までの垂直距離が 2.6m を超える場合について例示していますが、床面から天井までの垂直距離が 2.6m 以下の場合も同様の考え方となります。
25	窓のクレセント錠は手動開放装置として扱えるという認識でよいのか。	貴見のとおりです。 ただし、手動開放装置の設置位置等は第1第2項第4号の基準に適合する必要があります。
26	火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口は、ベントキャップ等に煙感知式のダンパーが設置されていても支障ないのか。	煙感知式のダンパーが設置されている場合、第1に規定する構造方法を満たす給気口及び排気口には該当しません。
27	壁付型換気扇が設けられた排気口は第1に規定する構造方法を満たす排気口には該当しない認識でよいのか。	貴見のとおりです。第1第2項第2号に規定する機械換気設備を構成するものとなるため、該当しません。
28	給気口には機械換気設備を認めないとする規定があるが、排気口には機械換気設備を認めないとする規定はないのか。	ご指摘を踏まえ、第1第2項に規定する排気口の構造方法として機械換気設備を構成するものではないことを規定することとしました。
29	排気口だけでなく給気口についても構造方法の規定への適合を求める趣旨は何か。	本告示は給気口の設置による排気口からの排煙効果の向上を前提としており、本告示に規定する適切な給気口及び排気口があることを条件に、本告示に規定する算出方

		法を用いることができる合理化措置を規定しています。
30	第1第2項第1号の排気口を「直接外気に開放する」とあるが、外気に開放された吹きさらしの廊下等に面して設けてもよいということか。	貴見のとおりです。なお、吹きさらしの廊下等は排煙上支障のない状態で開放されている必要があります。
31	給気口の取り付け位置に決まりはあるのか。	第2第3項において規定する、給気口の有効開口部が確保できる位置に適切に給気口を設ける必要があります。
(3)無窓居室に該当する居室の基準となる、居室に設けることが必要な開口部の面積について排煙口の設置位置や給気口の設置状況に基づき算出する方法について(令第116条の2第1項第2号及び第128条の3の2第1項第1号に基づく告示(新設)関係)		
32	有効開口部の面積について、給排気口にガラリやスリット、防虫網等が設置される場合はそれらを考慮した有効開口率を勘案して計算する必要があるのか。	貴見のとおりです。 具体的な計算方法については従来の自然排煙口の取扱いと同様です。
33	計算の結果、Aneed/Aroom が50分の1を超える場合や面積算定値が負となり計算できない場合があるが、どのように取り扱えばよいのか。	ご指摘を踏まえ、計算結果が50分の1を超える場合や面積算定値が負となる場合においては50分の1の数値が適用される規定の修正をしています。
34	開放できる部分の面積の割合とは、排気口の面積の割合か。それとも、排気口の面積と給気口の面積それぞれで満たすべき割合か。それとも、排気口及び給気口の合計面積としての満たすべき割合か。	第1第2項に規定する「排気口」は「開放できる部分」に該当しますが、第1第1項に規定する「給気口」はその有効開口部を第2第3項に規定する部分としているため「開放できる部分」には該当しません。 なお、開放できる部分の床面積に占める割合の計算にあつては、排気口の面積だけでなく、床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分にある「開放できる部分」の合計面積で計算することとなります。
35	開放できる部分の中心について、排気口が四角形ではないものや傾斜している屋根や壁に設けら	開放できる部分の面積を等分するような水平線の床面からの垂直距離で計算してください。

	れているものなど、その中心の判断がしにくい場合どのように考えればよいか。	
36	開放できる部分が複数あり、高い位置の開放できる部分のみの垂直距離、有効開口面積等で算出した割合が、当該居室の開放できる開口部に必要な面積を満たす場合、低い位置の開放できる部分は考慮しなくてもよいでしょうか。	複数の開放できる部分が存在する場合において、一部の開放できる部分のみで、必要とされる居室の床面積に占める開放できる部分の面積を計算することができます。
37	必要開口部の面積の床面積に対する割合について、令第126条の3第1項第8号については告示に規定する50分の1の緩和を認めていないということか。	貴見のとおりです。
38	開放できる部分の床面積に占める割合が50分の1以下となった場合、不足分を本告示の割合の式により補うことは可能か。	ご指摘のような不足分を補うことはできませんが、一律で居室の床面積の50分の1としていたところを、開口部の状況に応じて算出した値とすることができるよう合理化したものです。
IV. 排煙設備に関する規定の合理化		
(1)防煙壁の確保すべき垂直距離について(令第126条の2第1項に基づく告示(新設)関係)		
39	間仕切壁を防煙壁とする場合は、本告示の適用範囲外は不燃材料とする必要があるか。	貴見のとおりです。
40	現行の平成12年建設省告示第1436号第4号へ(2)(改正後第3号へ(2))を居室以外の室に適用する場合、防煙区画を準耐火構造の梁とすることはできない認識でよいか。	貴見のとおりです。
41	防煙壁による防煙区画としていなくても、準耐火構造のはりなどにより結果的に告示に適合した	従来どおり、細かく区切られた区画ごとに防煙区画とする必要はございません。

	防煙区画の形態となった場合の取扱いはどうなるか。	
42	燃えしろ設計による準耐火構造の場合、防煙壁の下端とは、燃えしろ分の寸法を含めるのか。	貴見のとおりです。
43	燃えしろ設計による準耐火構造のはりの下部に不燃材料の防煙壁を設けた形状とすることは可能か。その場合、床面からの垂直距離は、準耐火構造のはりの下端までの距離で良いか。	貴見のとおりです。
44	燃えしろ設計による準耐火構造のはりについて、500mm未満で防煙壁に該当しない場合は床からはり下までの距離規制がないのにも関わらず、新設告示では防煙壁に該当する場合に床面からはりの下までの距離規制を設けるのか。	準耐火構造のはりを防煙壁とする場合には、火源から火炎が接炎しないよう、床面積に応じた床面からの距離以下の部分を不燃材料で造り又は覆われたものとして求めています。
45	準耐火構造の防煙壁で防煙区画がされる場合、防煙壁の下端から床面までの垂直距離が少なくとも3.0m求められることから高天井となるが、その場合においても例外なく排煙口を設けた場合に煙を有効に排出することができる壁の部分はたけの最も短い防煙壁の下端以上となるのか。	貴見のとおりです。
46	耐火構造であり不燃材料である防煙壁について、垂直距離の適用の有無をどうなるか。	本告示は準耐火構造の防煙壁に適用されるものであり、不燃材料で造り又は覆われた防煙壁については従来通り、垂直距離の確保は求められません。
47	一の防煙壁において、下端位置が異なる場合や直下の床位置が異なる場合は垂直距離をどのようにとればよいか。	当該防煙壁の部分の直下の床から当該防煙壁の下端までの垂直距離となります。

48	一般的な建物の階高は4m程度であり、告示に定める木梁の下端高さを満たせないため、一般の建物では適用が難しい。今後の見直しを希望する。	今後の参考にさせていただきます。
49	防煙壁の下端に設ける防煙設備について示していただきたい。	本告示では遮煙性能を有する防火設備に関する規定はございません。
50	第2で、一の防煙区画が二以上の居室にわたる場合の規定は、防煙区画内に、非居室が含まれていても適用可能か。	第2の規定は非居室に適用することはできず、防煙区画部分に非居室が含まれている場合は非居室部分の床面積は除いて第1の規定を適用することになります。
(2)排煙設備を設置すべき部分について(令第126条の3第1項第3号に基づく告示(新設)関係)		
51	本告示の制定に伴い、平成12年建設省告示第1436号のH $\geq$ 3mの場合の床面から2.1m以上かつ天井高さの2分の1以上の扱いはどうなるのか。	平成12年建設省告示第1436号第1項第3号の規定は削除しています。
52	排煙上二室を一室とみなす検討の際、現状は天井から50cmの範囲で室面積の50分の1を確保することが求められておりますが、この取扱いについても、本告示の改正に伴い高さの取り方によって変更となるか。	ご指摘の取扱いに変更はありません。
53	居室に勾配天井部や床段差部等があり、その部分ごとに天井高が異なる場合は、ここで言う「床面」及び「天井」はどのように解釈すればよいか。	No.21の回答と同じ取扱いとなります。
V. 大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等の規定の合理化		
(1)通路を設けなくともよい周囲の部分について(令第128条の2第1項に基づく告示(新設)関係)		

54	敷地内の通路等の規制の合理化について、今回の合理化措置の対象は令第128条の2第1項であり、第2項については対象ではないという認識で良いか。	貴見のとおりです。
55	敷地内の通路等の規制の合理化について、合理化のイメージについて図で示して欲しい。	今後の参考にさせていただきます。
56	敷地内の通路等の規制の合理化について、避難及び通行の安全上支障のない空地については、その具体的な条件等は、技術的助言等で示されるという認識で良いか。	本告示において、空地のうち、 ・当該建築物又はその敷地の所有者が所有するもの ・当該建築物の敷地に接する部分について、避難及び通行の安全上支障がないよう維持保全が行われることが確認されたもの を規定します。 なお、2点目については、技術的助言において内容をお示しする予定です。
57	開口部を設けない部分とみなすことができる特定外壁開口部について、開口面積を100cm ² 以下とした上で固有通常火災終了時間に応じた防火設備とするのは過剰な措置ではないのか。	今回の合理化措置は、敷地内の通路等の規制の趣旨を踏まえ、合理化できる条件を整理したものです。本来要求される一定の幅員の通路を設けなくてもよいこととするための条件として、本告示では特定外壁開口部に係る規定を設けています。
(2)避難上及び消火上有効な通路の基準について(令第128条の2に基づく告示(新設)関係)		
58	「敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件」について、特定外壁開口部の定義としては、当該建築物が火災抑制等建築物であることが前提という認識で良いか。	貴見のとおりです。
59	火災抑制等建築物の周囲のうち、避難上及び消火上有効な通路に該当するものについて、規制の対象から外すのではなく幅員要求を3m以上から	敷地内の通路の幅員要求を3m以上から1.5m以上とできることは、限られた敷地において設計の自由度が高まることにつながるため、合理化措置に該当すると考えます。

	1. 5m以上とすることについて合理化措置に該当するのか。	
VI. 難燃材料でした内装仕上げに準ずる仕上げを定める件(平成12年建設省告示第1439号)の改正について		
60	今般追加する第1第2号の「天井及び壁の室内に面する部分」として「小屋組を含む」とあるが、天井がない場合、小屋梁、小屋束、母屋、垂木等の全表面についても、内装制限の対象になるということか。	貴見のとおりです。
61	3階以上の一定の用途に供する特殊建築物の居室について、今般の改正によって追加した規定を適用することができないのか。	令第128条の5第1項第1号イ及び第4項第1号において難燃材料で仕上げるのが求められる居室を対象としていますので、修正することとしました。